

議会のあり方調査特別委員会記録

開 会 年 月 日	令和5年12月12日
開 会 時 刻	午前11時33分
閉 会 時 刻	午前11時38分
出席委員名	◎福井輝夫 ○楠木宏彦 三野泰嗣 川口 浩 大西要一
	宮崎 誠 久保 真 中村 功 井村貴志 上村和生
	北村 勝 鈴木豊司 野崎隆太 吉井詩子 野口佳子
	岡田善行 辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫
	浜口和久 宿 典泰
	(藤原清史 議長)
欠席委員名	なし
署 名 者	三野泰嗣 川口 浩
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 分科会委員の指名について
	2 議員の兼業（請負）規定について
説 明 員	

開会 午前11時33分

◎福井輝夫委員長

ただいまから、議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件は、「分科会委員の指名について」及び「議員の兼業（請負）規定について」でございます。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者は委員長において三野委員、川口委員の御兩名を指名いたします。

【分科会委員の指名について】

◎福井輝夫委員長

始めに「分科会委員の指名について」を議題といたします。

本件につきましては、12月6日開催の本会議にて、本特別委員会委員に選任された品川委員について、分科会委員の指名を行うものです。

お諮りいたします。

指名につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

それでは品川委員を広報広聴検討分科会委員に指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

品川議員を広報広聴検討分科会委員に指名することに決定いたしました。

【議員の兼業（請負）規定について】

◎福井輝夫委員長

次に、「議員の兼業（請負）規定について」を議題といたします。

政策等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いします。

鈴木会長。

○鈴木豊司政策等検討分科会会長

それでは、議員の兼業（請負）規定につきまして、説明をさせていただきます。

政策等検討分科会では、地方自治法の一部改正を受けまして、伊勢市議会議員政治倫理条例第3条の2に規定します「市との契約に関する遵守事項」の扱いにつきまして協議を行ってまいりました。

その結果、伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）として、確認を終えましたので、御報告申し上げ、御協議をお願いするものでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

その改正の内容でございますが、まず、条例第3条の2の規定を削除しております。これは、今回改正の地方自治法におきまして議員の成り手不足の解消に努めるため、請負に関する規制の緩和が図られたことに伴い整備をするものであります。

また、配偶者及び親族等に係る請負の規制の部分につきましては、広島県府中市の事案も調査するなかで、議会内での争い事の根拠となるような規定は残しておくべきではないとの判断から、併せて整理をするものであります。

今後、各議員におかれましては、地方自治法第92条の2の規定と伊勢市議会議員政治倫理条例第3条に定めます政治倫理基準を遵守の上、対応していただければと考えます。

次に、第4条におきましては、地方自治法の記載方法について整理するものであります。なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、政策等検討分科会からの報告とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、当分科会の確認結果につきまして御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいま鈴木会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いしません。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、お諮りいたします。

「議員の兼業（請負）規定について」は、政策等検討分科会、鈴木会長からの御説明のとおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議いただきます案件は終わりました。

これをもちまして議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時38分

上記署名する。

令和5年12月12日

委員長

委員

委員